

## 環境影響評価審査会総会議事録

- 1 日時：平成 24 年 12 月 26 日（水）10:00～12:00
- 2 場所：ラッセホール 5 階サンフラワー
- 3 議題：
  - ( 1 ) 審査会会長及び副会長の選出について
  - ( 2 ) 環境影響評価法の一部改正に伴う兵庫県環境影響評価制度のあり方について  
( 案 )
  - ( 3 ) 平成 23 年度事後監視調査結果報告について  
淡路風力発電事業  
東播都市計画道路 1.4.1 号東播磨南北道路事業  
一般国道 178 号余部道路事業  
淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地事業
  - ( 4 ) その他
- 4 出席委員：遠藤委員、小谷委員、上甫木委員、川井委員、近藤委員、澤木委員、菅原委員、住友委員、田中(哲)委員、田中(み)委員、辻委員、中辻委員、中野委員、西村委員、服部委員、別府委員、増沢委員、室山委員、山下委員
- 5 兵庫県：環境部長、環境管理局長  
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員 3 名  
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 事業者：兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所  
関電エネルギー開発株式会社
- 7 傍聴者：なし
- 8 配布資料
  - ・ 会議次第
  - ・ 審査会委員名簿
  - ・ 出席者名簿
  - ・ < 資料 1 > 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について（案）
  - ・ < 資料 2 > 淡路風力発電事業事後監視調査結果報告（平成 23 年度）
  - ・ < 資料 3 > 東播磨南北道路事後監視調査結果報告（平成 23 年度）
  - ・ < 資料 4 > 関西電力姫路第二発電所の工事進捗状況について
  - ・ < 参考資料 1 > 環境影響評価法の改正について
  - ・ < 参考資料 2 > 環境影響評価法 改正後のフロー
  - ・ < 参考資料 3 > 環境影響評価法の一部改正に伴う兵庫県環境影響評価制度のあり方について（諮問）
  - ・ < 参考資料 4 > 環境影響評価に関する条例の手の流れ（案）（改正前後）
  - ・ 平成 23 年度 事後監視調査結果報告書  
（淡路風力発電事業、東播磨南北道路、余部道路、あわじ石の寝屋緑地）

## 9 議事概要

### 会長及び副会長の選出

(互選により、会長に服部委員を、副会長に山下委員を選出)

### 兵庫県環境影響評価制度のあり方について

(事務局より資料1にて説明)

[質疑]

(委員)資料1の5ページの上の方に、概要書を作成して適切な方法により公告すると書かれているが、この書き方だと例えば日刊新聞紙のみにすることもできるということか。

(事務局)現在は県公報に掲載するだけの手段になっている。今回の改正の考え方としては、事業者が選択できるように選択肢を多くするという意味で日刊新聞とか、事業者が国の場合は官報になることもよくある。法律も同様の規定になっている。事業者が選択すれば日刊紙となり、事業者が県公報に掲載してほしいということであれば県でその手続を行う。

(委員)ということはやはり、場合によっては県の広報にも載らないことがあると思うが、最近は新聞を取っている世帯が減っていると聞いているので、これだと全く調べられないというか、解らないことも多いのではないか。

(事務局)確かに公告という手段だとそういうことになると思うが、県で兵庫の環境というホームページを持っていて、そこに情報を掲載するし、記者発表もするので、必ずしもみなさんが知ることができないということはないと思っている。

(委員)そういう意味では、制度が定着するまでは、たとえば従来のやり方をしばらくやるとか、できたら検討していただきたい。

(事務局)法制度の方は、従来から、日刊紙に事業者が掲載する方法が選択でき、もう一つ、知らしめるという意味では、官報掲載が選択できる。法的にはそういうことになるが、実体的には、記者発表というのがいちばん効果的かと思うので、できるだけ遺漏のないように注意していきたい。

(委員)6ページの最後のあたりで、事後監視調査報告書の公表とその他というところがあるが、6(2)と7で、まず上のインターネット等公表の期間は30日とすべきとあるが、これは30日間公表するという意味か。その後はどうか。30日後という意味でないか。

(事務局)事業者のホームページに掲載する義務付けの期間が30日である。

(委員)そうであると、後の7に関係してくるが、その後の義務がホームページに掲載することとなっていて、ただ、ホームページというのはもちろんURLを入れれば出てくるようなホームページももちろんあるが、実際に丹念に探さないと出てこないのではあまり一般の方なり色んな人が探すことができないと思う。だから、どこのホームページにあるかということが例えば県のホームページでリスト化されているとか、何らかの形でそこに辿り着ける方法を作っておかないと結局誰も見られないという状態になりかねないと思うので、少し配慮したほうがよいの

ではないか。今でも報告書がどこにあってどうやったら見られるかわからないことが多いので少し配慮していただきたい。

(事務局) 基本的には県のホームページにも事業者が載せているホームページのリンクを貼って、事業の概要書、評価書、準備書、事後監視調査結果等をクリックすれば飛べるようなシステムにしようと考えている。

(委員) 今のことで確認だが、5ページの4に今の話は書いてあるが、それはあくまで評価書までであって、事後調査に関しては書いておらず、その部分が抜けているので、そのようなことは考えていないと取られる。入れていただいたほうがよいのではないか。

(事務局) 修正する。趣旨としてはさきほど説明したように県のホームページを見ていただければ事業者のホームページのところに飛ぶというようにリンクを貼りたいと考えている。

(委員) 概要書とか準備書とか評価書とかいろいろな整理があって、たとえば5ページの5の上のところの概要書等のインターネット公表期間は縦覧期間とすべきであると書かれているのに、その他のところだとインターネット等公表期間終了後も閲覧できるようにすると書かれていて、そこが少し矛盾するように思うのだが、その辺はどのようにお考えか。

(事務局) ホームページ掲載を義務化する期間が前半の30日で、後半は事業者にそのようにお願いしたいという趣旨である。なぜかという、インターネットの公表に関しては著作権の問題があって、ダウンロードについては複製権というものがあるし、ホームページの掲載についても自動公衆送信権というもので、事業者が掲載する分については著作権の問題はないが、事業者以外の者が掲載することになると著作権に抵触するというので、30日間は義務化、その後は事業者に掲載の努力を促すことで対応するというので書き分けている。

(委員) 事業者のホームページにリンクするということなのだが、その内容について、検閲も困ると思うが、公的なところから入って事業者にリンクされて、とんでもない内容を誰も気づかないでそれに従ったという事例があるので、その辺は何か配慮するのか。

(事務局) 基本的には、提出された図書がそのまま載るということにはなるが、その点は事前に県で確認して、内容を把握したい。

(委員) 一見とんでもないことじゃないように見えることでも、よく読むと論理の整合がないというものがあつた。その辺をよくチェックしていただきたい。

(事務局): 間違った情報を掲載することにならないように気をつけたい。基本的に概要書なり準備書なり提出書類とその要約書は提出のあったものをそのまま掲載することになるので、ご注意いただいたことを事前に十分配慮しながらやっていきたい。

(委員) 3ページの最初の配慮書手続の対象事業のところ、「全ての条例対象事業について配慮書手続きを行うべきである」とされていて、なぜ全ての事業なのかという点について理由が書いていないが、どういう理由かというのが質問で、理由を書くべきというのが意見。法では第2種は任意手続にしている、3ページの

上のところの「制度を創設するにあたっては」のところ、条例はもともと法よりも対象事業が多く対象規模も小さいことに鑑みて、色々と配慮するといったことも書いてあるので、その上でやはりすべての条例対象事業について配慮書手続を行うべきであるということなので、理由を示した方がよいのではないかと。

(事務局) 対象事業種については、条例についてはすべての対象事業種とした。法の第2種については条例と同様の規模の事業だということで、法では任意になっているが条例で上乘せするというように考えた。理由についてはご指摘のとおりなので文章は検討したい。

(委員) 理由を明記すべきという点は、今ご指摘いただいて、そのとおりだ、何も理由なしで、すべきである、というのは不十分だと思う。部会としては積極的にとらえて、条例で環境影響評価の手続を実施すべき対象や規模を示している。そのような対象や規模のものについては、事前の配慮書手続から一貫してやってもらうことが適切であると考え、あえて配慮書手続を事後の環境影響評価手続とは別に限定する必要はなかろうと判断したと理解していただきたい。それなりの対象と規模についてアセス手続をするようになってきている。それは事前の配慮書手続から一貫して全部やっていただくということが望ましい。あえて配慮書手続だけやらなくていいというものを分ける必要はないと考えたと理解していただきたい。部会としてはそういうことで了解した。そのうえで私として少し気になっているのは、規模や対象ではなく、緊急性とか非常に特殊な事情で配慮書手続をパスするというようなことを考えなくてもよかったのか、考える必要があるのかないのかということ少し気になっている。

(委員) もともと条例のアセスの対象自体、全体に規模が小さいものとしているので、それに対して配慮書手続を要求するという判断としてあると思うが、理由を明記したほうが、パブリックコメントを出してご意見をいただくことを考えても適切だと思うのでお願いしたい。

(委員) 事後監視調査に関して6のところに書かれているが、そこには供用開始後概ね3年、「7 その他」には5年までと書かれているが、3年、5年というのは根拠があるのか。

(事務局) 事後監視調査が概ね3年というのは、環境影響評価指針で概ね3年と記載しており、従来から規定している。その後の供用後概ね5年というのは、供用後3年間調査して報告書が出てくるのが4年目になり、それから1年間、報告書を公表していただくという意味で、ここでは概ね5年ということにしている。供用後3年すればほぼ環境影響評価書で予測した環境影響について一定の影響を把握できるという意味で概ね3年としている。

(委員) 配慮書手続でも、さきほどの質問にもあったようにリンクを貼ると考えてよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 配慮書の段階でのこの審査会の関与のことだが、「知事意見書の提出」というのがそこにあるがそこに審査会が関与していくと理解したらよいか。

(事務局) そのとおり。実際には部会を設置する。部会については現行の規定で会長

が部会員を指名するという事になっているので、実際に審議でご意見いただくのは部会とさせていただきます。

(会長)他に意見がないようなので、修正すべき点があったので、それを修正していただくということで概ねこの案でいきたいと思う。あとのことに関しては会長及び副会長に一任していただくという形で進めさせていただきます。

(事務局)会長とご相談のうえ、今後、パブリックコメントの手続を実施します。

#### 事後監視調査報告

(事業者(関電エネルギー開発株式会社)が資料2により平成23年度淡路風力発電事業事後監視調査結果について説明)

[質疑]

(委員)ハヤブサのところだが、結論として、「周辺環境が安定的に保たれると評価される。」あるいは、「ハヤブサのところでは重機作業は行ってないから工事による影響はなかった。」とされているが、影響はなかったとは明らかに言えないと思うのだが。目撃で303個体、112個体、43個体、36個体と、オーダーが下がっている。鳥類に対して影響はなかったと、このデータから結論付けてはいけないと思う。影響があるが、原子力発電よりも風力発電のほうがリスクが少ないから設置するのだという理屈なのではないか。バードストライクにしても、飛翔して通過するところにしても、影響は絶対に受けているはずだ。影響がないという結論はないと思う。影響は出ているが決定的なことではないので、風力発電というのは自然エネルギーの利用だから、鳥に対して、あるいは周辺のほ乳類に関して影響はあるかもしれないが、リスクを考えて、風力発電を設置するという結論だと思う。言い方として、これまでの環境影響評価で、全部影響がないという結論はないと思う。

(事業者)23年度の猛禽類調査で、4月から7月まで調査したが、その間は工事をまったく行ってない状況である。23年10月から工事を再開した。

(委員)営巣の場所というのは、ハヤブサにとって、あるいはサシバにとって風車が見えるところか。大きな構造物ができるわけで、おそらく鳥にとって認識できる場所だろう。たとえばオオタカだとすると、オオタカが営巣して、周囲で少しでも人間が農作業しただけで営巣を放棄することもある。営巣のごく近くで重機を使用しなかったからといって影響がないとは言えない。

(事業者)確かにそうだが、ハヤブサについては、工事も行っていないし、基数を変更したことによりかなり離れている。

(会長)事業者から補足説明はありますか。

(事業者)おっしゃるとおりで、影響がないとは言いきれないと思っている。やはり工事を行うにおいて、鳥類は高いところから見るということで、おそらく視認はできるので、我々事業者としては、配慮しながら進めていくので、説明の中で、影響がないと断定して表現したのは問題があると思う。この点も踏まえて、引き続き、環境に配慮した事業を進めたいと思っている。

(委員)資料でも、そのように結論を変更してほしい。

(事業者) 承知しました。

(委員) 低周波音の測定について、冬の強風時のみに行うという計画のようだが、公害審査会のときもいろいろお聴きしたが、やはり問題になっていたのは低周波音で、もう少しきっちりフォローアップしたほうがよいのではないか。もう少し連続的に測定するか、回数を多くするかしたほうがよいのではないか。検討してほしい。

(委員) 音は風下に流れる。冬場だけやると北西風がメインになると思う。北西風の時だけ測定したらよいのか。やはり南風の時もやらないといけない。このようなことを考えると、1年中考えないといけないし、低周波音は強風時はきっちりとした測定が難しい。このようなことを考えると、きっちりと調査計画を立てて25年度、26年度と調査しないといけないと思う。

(会長) 事業者から補足説明はありますか。

(事業者) ご指摘のとおり、冬場の主風向は北西となる。風向によって音の伝わり方は変わるので、このタイミングだけでなく、主風向が変わる夏場の影響は把握しないといけないと考えている。また、強風時のみだと測定が難しいので、県のガイドラインに記載されている風速である6、7、8、9、10メートルで測定し、風速によるばらつきや風向も踏まえて、今後、周辺環境への影響を把握していきたいと思っている。

(委員) 高度別の飛翔の表について、個体数と割合でそれぞれ出ているが、個体数でいうと、風車のある範囲の中と外では当然面積が違うので、単純に個体数で比較しても何もいえないのではないか。年度別の傾向については解ると思うが。割合についても、全部を100として出しているが、たとえば、内側で見られた個体のどれだけがそこを飛んでいたという形にしたほうが分析としては解りやすいと思う。

(事業者) ご指摘のとおり、母集団に対してどう評価するかという見せ方として、ある一断面しかとらえられていないと思う。今後、データが残っているかも踏まえて、ご指摘があったような評価でどうかといったところも考慮して考えたい。

(委員) バードストライクの結果について、風車が動き始めた後も調査していたと思うが、その結果はまだ出ていないのか。

(事業者) 23年度についてはまだ風車が建っていなかったが、24年7月以降は風車が回転している。現在まではバードストライクは確認されていない。来年度に報告することになるが、今秋の渡りの期間において、最初の渡りが北から南にあることになる。従って、その期間は環境影響評価審査会の中で言われたように、運転を停止し、鳥が大きな風車を視認するかどうかといったところも確認していた。今年度は渡りのときは風車は回っていなかったが、来年度以降、回っている状態で回避されるかどうかといったところも含めて鳥の専門家の先生の意見を伺いながら対応していきたい。

(委員) 同じ表のことで、何を意味している表なのかわからない。内と外は何を意味しているのか、高度1、高度2、高度3と分けているがそれぞれどのような意味を持つのか、その辺りの説明がほとんどわからないので、今回はこのような形で

出ているが、バードストライクの答えも出てくるので、もう少し変更したほうがよいのではないか。

(会長) 本日は、鳥の専門家の委員が欠席だが、事前に委員と相談したのか。

(事業者) 委員とはご相談させていただいていないが、環境影響評価審査会で議論していただいて、地元の鳥類の有識者や愛好家を交えた鳥類調査会を設置して、年2回ほど開催している。その中で鳥の専門家に入っていただいて、調査計画を報告しご意見をいただきながら、結果を反映した形で進めている。

(会長) 委員からいくつか調査方法や結果のまとめ方等について問題点を指摘された。事業者としても、別途委員会等をつくってやっているのだろうが、ここで出た問題に対して十分な答えが出ていないので、その辺をよく踏まえて、調査内容についてももう1度ご検討いただきたい。

(事業者(兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所)が資料3により平成23年度東播磨南北道路事後監視調査結果について説明)

[質疑]

(委員) ナゴヤダルマガエルについては、兵庫県ではここが重要な場所なので、できる限り配慮してほしい。もっと道路の下を透け透けに円形カルバードをやってほしいと思ったが、総事業費から考えるとあまりにもトンネルを作るのは高額なので要求するのはやめた。ただ、少なくとも水生動物に関しては道路の通っているところは田んぼと田んぼの間の平坦地だと思っていたのだが、丘陵地になっているので、普段から水生動物が移動する頻度はそんなに多くないという気はする。とはいうものの、個体数が減少しているナゴヤダルマガエルなので、時折は遺伝子の交流が起こるような配慮は続けていただきたい。可能なら、事後監視調査で移動を押さえただけならと思うが、移動頻度はものすごく少ないので、なかなか調査しても引っかかるかどうかわからない。注意して調査を続けてほしい。

(事業者) ナゴヤダルマガエルの分布は、第一期事業の改変区域で、水田というよりは放棄地になっていて、分布していない。次の事業区間では分布していて、計画として横断のサルバートを設置する予定にしているので、また事後監視調査の中で委員のご意見を踏まえながら効果の検証をしていきたい。

(事務局が一般国道178号余部道路及びあわじ石の寝屋緑地に係る平成23年度事後監視調査結果報告書について説明)

[質疑]

(委員) 余部道路の報告書の15ページの調査結果の騒音レベルのところ、参考までに、交通量がどうだったか、昼間、夜間、大型、小型の別に、もしデータがあったら教えてほしい。

(事務局): 事業者から交通量のデータを入手していないので、確認して後日ご連絡させていただきます。